

## 環境配慮契約に関する地方公共団体の取組状況結果

### 1. 目的

平成19年の法施行後、国等のみならず、地方公共団体においても環境配慮契約の取組の推進が求められているが、具体的に環境配慮契約に取り組んでいる地方公共団体の数は伸び悩んでいる状況であり、昨年度に「地方公共団体普及促進専門委員会」（鈴木恭蔵委員長）を開催し、地方公共団体における「普及促進方策」を取りまとめた。

その後、環境省として各種の取組を実施してきたところだが、その後の地方公共団体の取組状況を把握のため、アンケート調査を実施した。

### 2. 調査概要

#### (1) 調査対象と調査方法、回答状況

○対象：全国1,788地方公共団体（環境担当部局又は調達担当部局）  
（47都道府県、20政令市、793区市、928町村）

○時期：平成26年7月28日～平成26年8月21日

○方法：郵送にて調査票を配布し、紙の調査票を郵送で返送又はインターネット経由でダウンロードした電子調査票をEメールにより返送のあった回答を集計（一部は電話ヒアリング及びFAXでの回答も含む）

○回答状況：以下のとおり（表1）

表1 地方公共団体の規模別回答状況

地方公共団体	調査票発送数	回答数	回答率
都道府県・政令市	67	67	100.0%
区市	793	774	97.6%
町村	928	870	93.8%
合計	1,788	1,711	95.7%

#### (2) 主な調査項目

主なアンケート調査項目は次のとおり

- ① 環境配慮契約の方針策定、公表状況
- ② 各契約類型の契約案件、契約割合、随契理由
- ③ 各契約類型の取組状況、契約実績の把握・公表
- ④ 環境配慮契約に当たっての阻害要因、国の施策、参考情報、効果
- ⑤ 環境配慮契約の契約類型以外の実施契約、追加検討すべき契約等

### 3. 結果

#### ■契約方針の策定状況

- ・「単独策定」及び「環境基本計画等の他計画等に位置付け」で12.2%を占めており、契約方針の策定団体数は微増ながらも年々増加
- ・規模別では、都道府県・政令市35.8%、区市16.0%、町村6.8%で、規模が大きいほど契約方針の策定が進んでいる状況
- ・契約方針を策定していないものの、手順書、通知及び研修等による「契約方針以外に取組んでいる」3.9%を合わせて16.1%が環境配慮契約に係る組織的な取組を実施

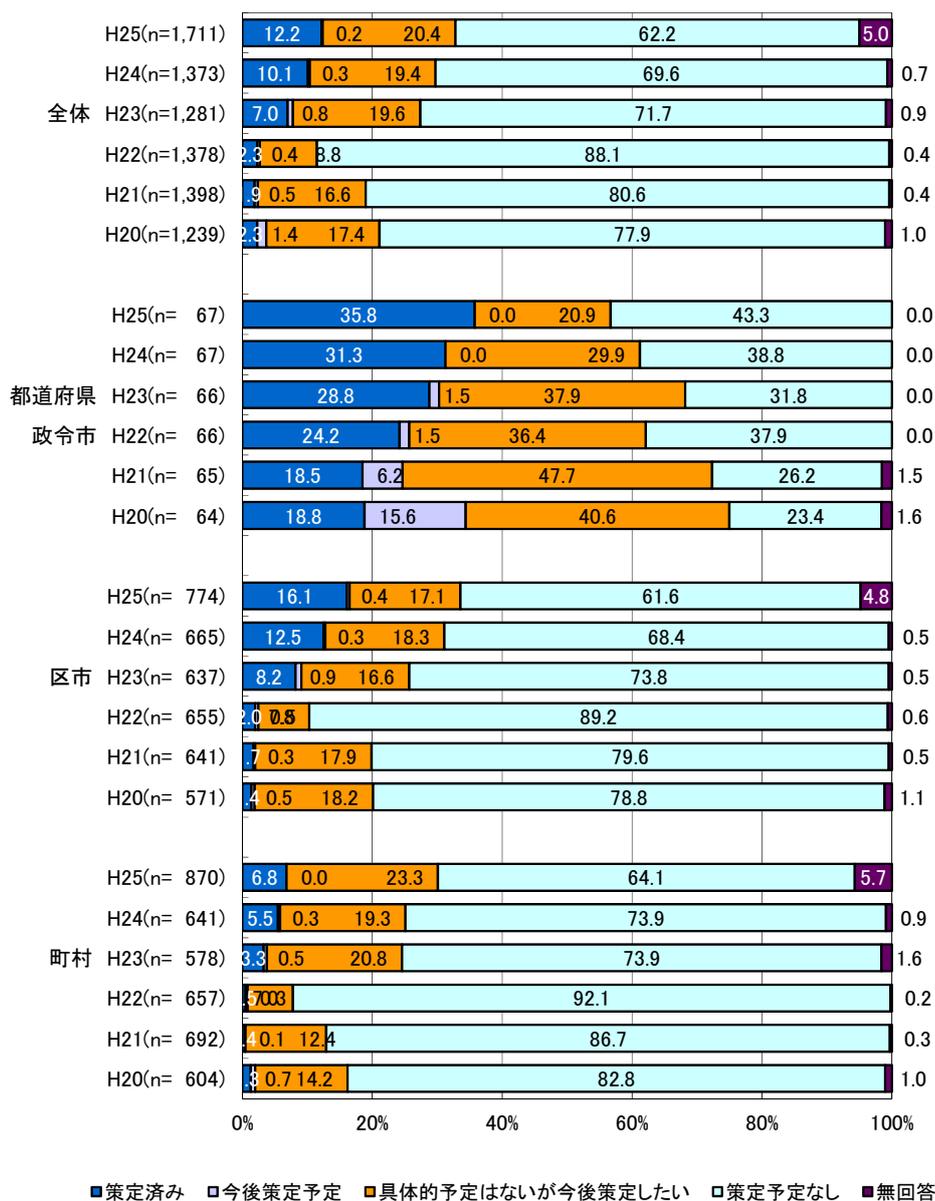


図1 契約方針の策定状況（法施行後の推移）

表2 方針策定等の状況（平成25年度）

団体分類	件数	単独で契約方針を策定している	環境基本計画等に位置付けている	契約方針以外に具体的な取組んでいる	特に実施していない	無回答
合計	1711	77	131	67	1436	-
	100.0	4.5	7.7	3.9	83.9	-
都道府県、政令市	67	16	8	1	42	-
	100.0	23.9	11.9	1.5	62.7	-
区市	774	48	77	36	613	-
	100.0	6.2	9.9	4.7	79.2	-
町村	870	13	46	30	781	-
	100.0	1.5	5.3	3.4	89.8	-

団体分類	件数	単独で契約方針を策定している (n=77)	その他の契約方針の策定 (n=131) 7.7%							契約方針以外の取組 (n=67) 3.9%							特に実施していない (n=1436)	無回答
			環境施策の基本となる計画	環境マネジメントシステム	地球温暖化防止に資する計画	循環型社会形成に資する計画	グリーン購入の調達方針	その他方針等	小計	具体的な取組に定める文書に	体制や手順を定めて実施	付各部署へ通知や通達等を送	担当を各部署に選任	職員への研修会等を開催	その他	小計		
合計	1711	77	54	31	116	9	35	4	249	55	29	83	18	17	25	227	1436	-
	100.0	4.5	21.7	12.5	46.8	3.6	14.1	1.6	14.6	24.2	12.8	36.6	7.9	7.5	11.0	13.3	83.9	-
都道府県、政令市	67	16	6	4	12	0	8	2	32	5	3	14	1	2	3	28	42	-
	100.0	23.9	18.8	12.5	37.5	0.0	25.0	6.3	47.8	17.9	10.7	50.0	3.6	7.1	10.7	41.8	62.7	-
区市	774	48	40	26	67	6	21	2	162.0	38	19	47	15	13	14	146.0	613	-
	100.0	6.2	24.7	16.0	41.4	3.7	13.0	1.2	20.9	26.0	13.0	32.2	10.3	8.9	9.6	18.9	79.2	-
町村	870	13	8	1	37	3	6	0	55.0	12	7	22	2	2	8	53.0	781	-
	100.0	1.5	14.5	1.8	67.3	5.5	10.9	0.0	6.3	22.6	13.2	41.5	3.8	3.8	15.1	6.1	89.8	-

(重複回答あり)

- ・契約方針を「環境基本計画等の他の計画に位置付け」と回答した 131 団体のうち、「地球温暖化防止に資する計画」（地球温暖化対策推進法地域実行計画等）47%、「環境施策の基本となる計画」（環境基本計画等）22%が比較的多く活用
- ・具体的な取組実績を把握・管理できる「環境マネジメントシステム」を活用している事例や「グリーン購入法調達方針」を活用している事例もあり

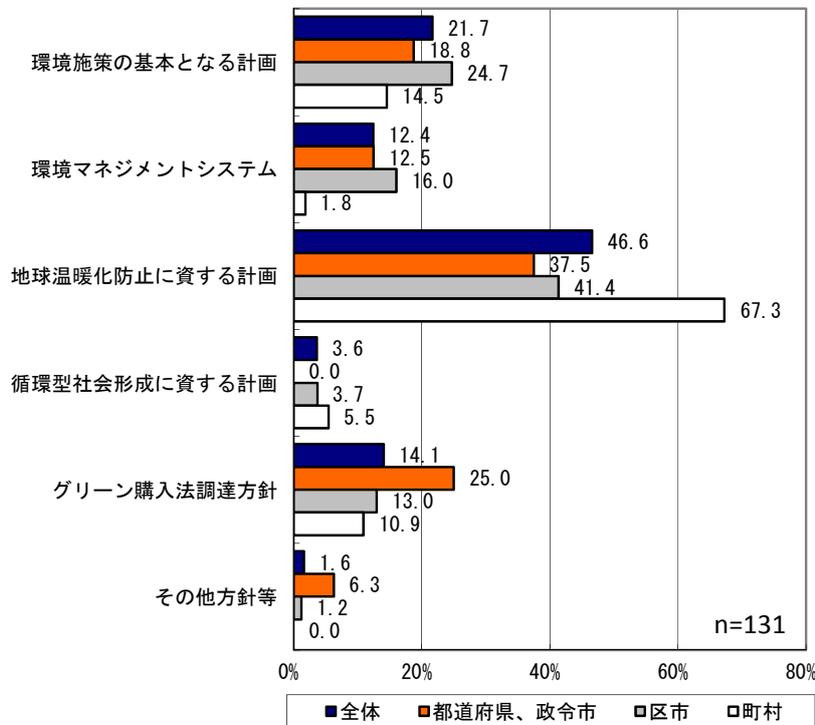


図2 他計画等での位置付け

- ・「契約方針以外の具体的な取組を実施している」と回答した 67 団体では、「各部署へ通知等」37%、「契約書、仕様書、入札説明書等」24%が比較的多く活用

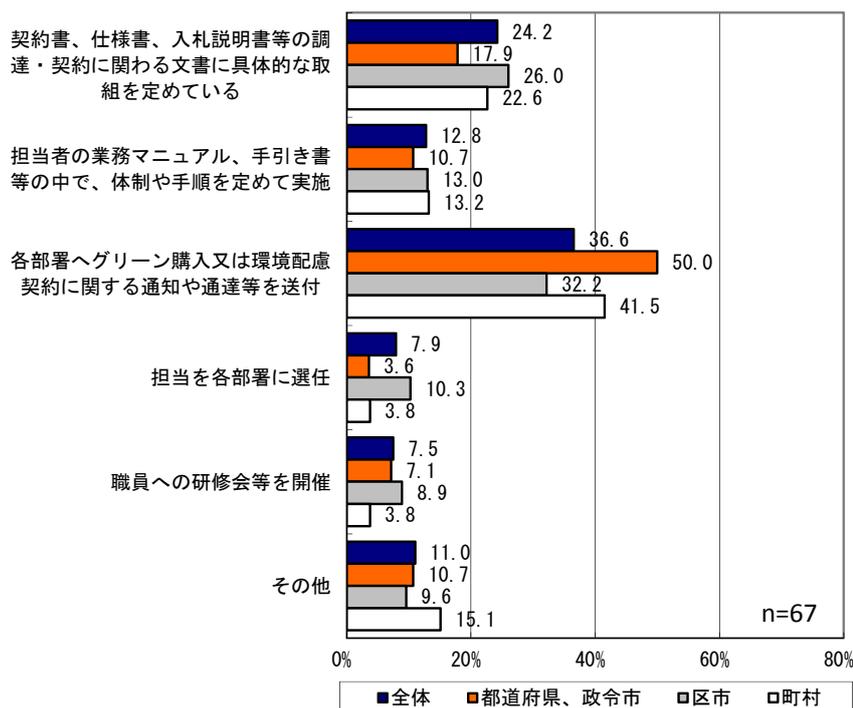
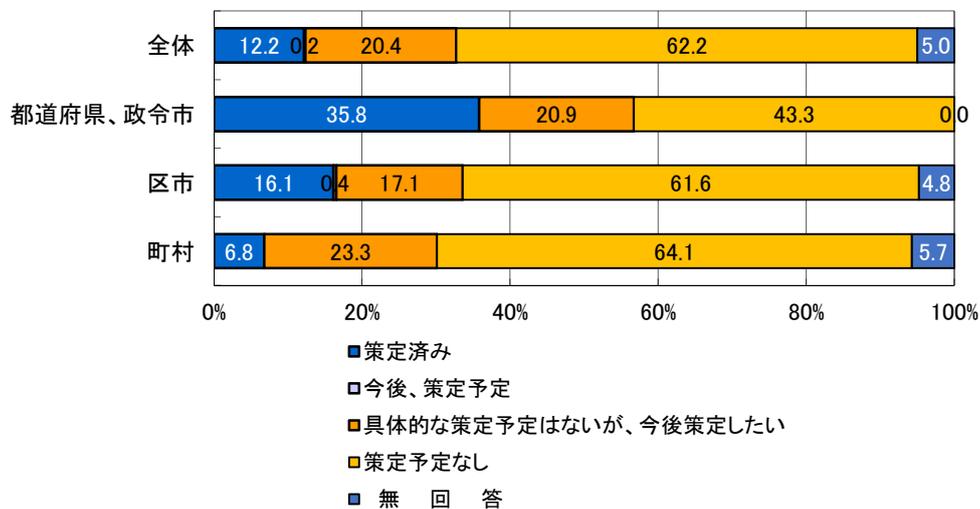


図3 契約方針以外の具体的な取組

■契約方針の策定見込み

- ・「今後、策定予定」と「具体的な策定予定はないが今後策定したい」で合わせて20.6%が方針を策定する見込み



団体分類	件数	策定済み	今後、策定予定	具体的な策定予定はないが、今後策定したい	策定予定なし	無回答
合計	1711	208	3	349	1064	87
	100.0	12.2	0.2	20.4	62.2	5.0
都道府県、政令市	67	24	0	14	29	0
	100.0	35.8	-	20.9	43.3	0.0
区市	774	125	3	132	477	37
	100.0	16.1	0.4	17.1	61.6	4.8
町村	870	59	0	203	558	50
	100.0	6.8	-	23.3	64.1	5.7

図4・表3 契約方針の策定予定

## ■契約方針の策定条件

- ・契約方針を策定する上で、主に「人員不足の解消」、「環境配慮契約による効果やデータ、メリットの提示」が必要。
- ・規模別では、区市・町村は主に「人員不足の解消」。都道府県・政令市では、「人員不足の解消」に加え、「環境配慮契約による効果やメリット」、「組織体制の構築」、「調達価格の上昇懸念」、「先進自治体の導入事例」。

問1-7. 契約方針の策定条件	件数	人員不足の解消	環境配慮契約による具体的な効果およびデータ、メリットが示されること	各契約担当部署の理解・協力が得られる組織体制の構築	マニュアルや手順書、書式の充実	調達価格の上昇懸念、財政的支援	担当者や組織全体の意識や理解の向上	先進自治体の導入事例	専門的知識の習得	環境配慮契約の義務化	事務作業の軽減	評価基準及び評価項目、配点等の明確化	要件や条件を満たす事業者の情報確保	研修などの教育
全体	440	34.1	13.2	10.9	10.7	8.0	6.1	5.7	5.7	5.2	4.3	3.4	2.3	1.6
都道府県・政令市	17	23.5	41.2	35.3	0.0	29.4	0.0	23.5	0.0	5.9	0.0	11.8	11.8	0.0
区市	197	32.5	17.3	13.2	10.7	10.2	4.6	3.0	4.6	5.1	5.1	4.6	1.5	1.5
町村	226	36.3	7.5	7.1	11.5	4.4	8.0	6.6	7.1	5.3	4.0	1.8	2.2	1.8

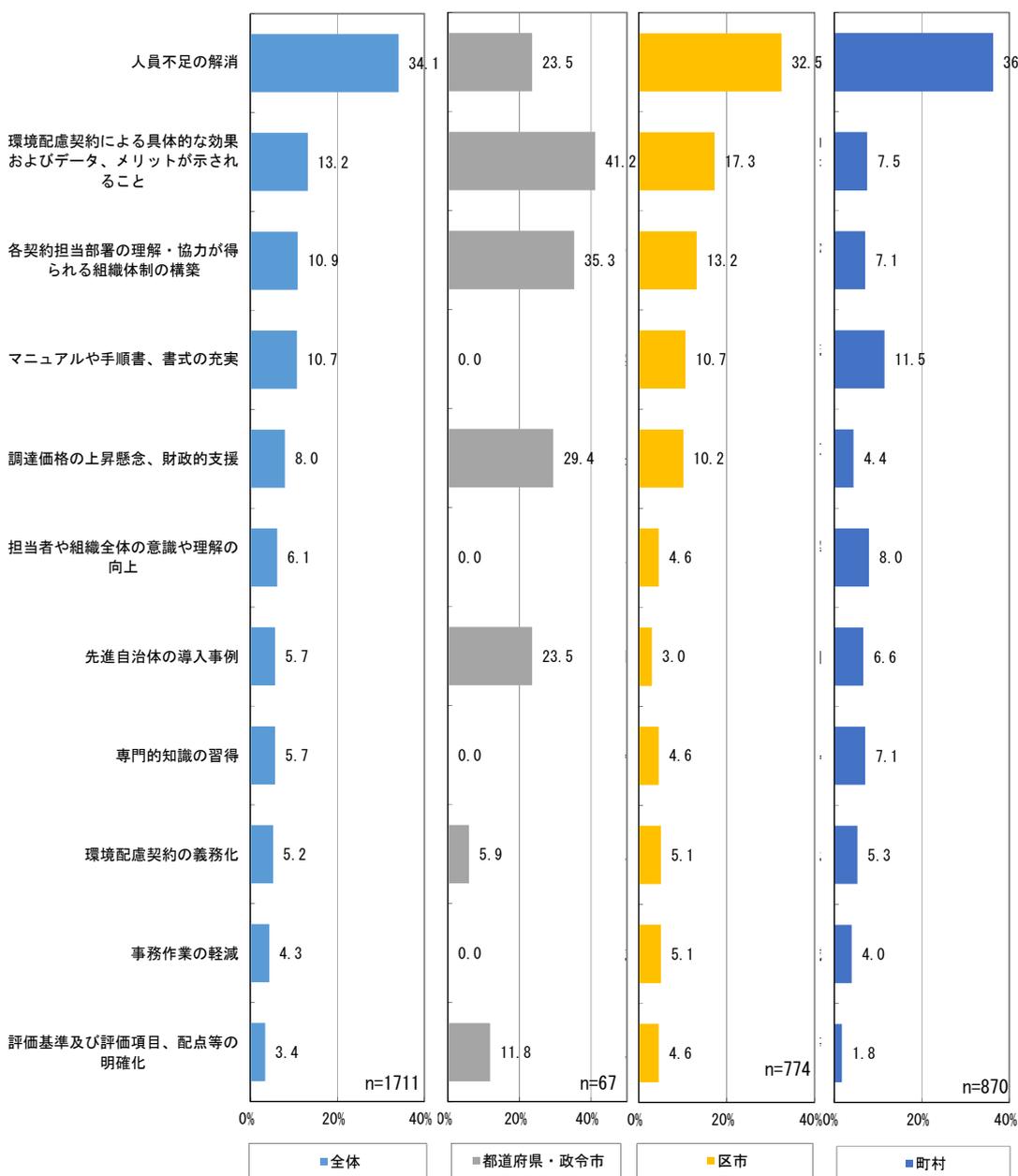
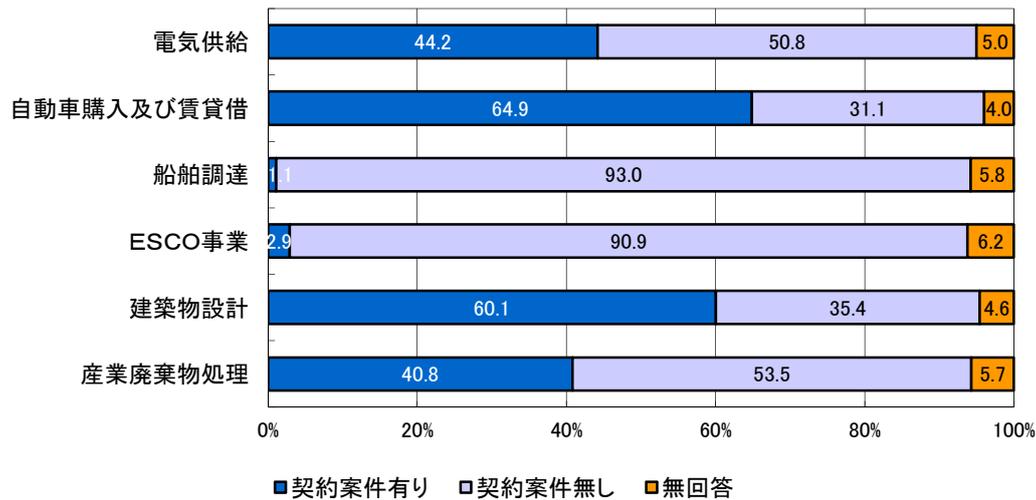


表4・図5 方針の策定条件

## ■契約案件・契約方法

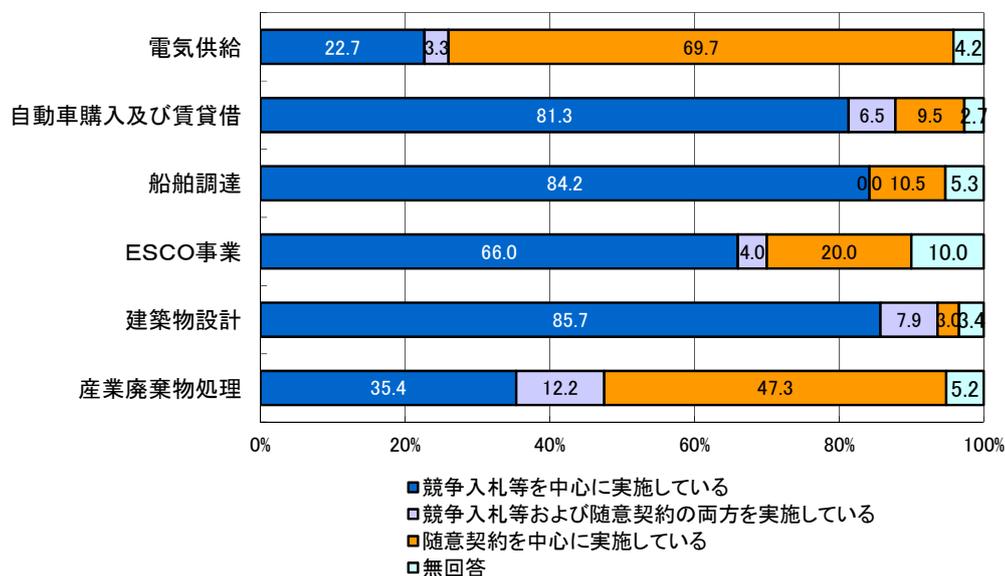
- ・環境配慮契約の有無にかかわらず、平成25年度に当該類型での契約案件ありと回答した地方公共団体は、自動車、建築物が6割を超え、電気、産廃が4割にとどまり、ESCO、船舶はほとんど契約案件なし
- ・すべての地方公共団体で利用されていると思われる電気で契約案件がない理由について、いくつかヒアリングしたところ、長期継続契約や契約自動更新により契約行為がない状況（年度ごとの財務負担行為は実施）



団体分類	件数	契約案件あり	契約案件なし	無回答
電気の供給を受ける契約	1711	757	869	85
	100.0	44.2	50.8	5.0
自動車の購入及び賃貸借に係る契約	1711	1110	532	69
	100.0	64.9	31.1	4.0
船舶の調達に係る契約	1711	19	1592	100
	100.0	1.1	93.0	5.8
ESCO事業に係る契約	1711	50	1555	106
	100.0	2.9	90.9	6.2
建築物の設計に係る契約	1711	1028	605	78
	100.0	60.1	35.4	4.6
産業廃棄物処理に係る契約	1711	698	916	97
	100.0	40.8	53.5	5.7

図6・表5 契約案件の状況

- 平成 25 年度に「契約案件あり」と回答した地方公共団体のうち、競争入札と随意契約の割合については、自動車、船舶、建築物、ESCO では「競争入札を中心に実施している」が多いが、電気、産廃では「随意契約を中心に実施している」が多い



団体分類	件数	に競争入札等を中心に実施している	競争入札等および随意契約の両方を実施している	随意契約を中心に実施している	無回答
電気の供給を受ける契約	757	172	25	528	32
	100.0	22.7	3.3	69.7	4.2
自動車の購入及び賃貸借に係る契約	1110	902	72	106	30
	100.0	81.3	6.5	9.5	2.7
船舶の調達に係る契約	19	16	-	2	1
	100.0	84.2	-	10.5	5.3
ESCO事業に係る契約	50	33	2	10	5
	100.0	66.0	4.0	20.0	10.0
建築物の設計に係る契約	1028	881	81	31	35
	100.0	85.7	7.9	3.0	3.4
産業廃棄物処理に係る契約	698	247	85	330	36
	100.0	35.4	12.2	47.3	5.2

図 7・表 6 契約割合

- ・「契約案件が有り、かつ随意契約を実施している」と回答した地方公共団体の類型ごとの随意契約を行っている割合が多い電気及び産廃の随契理由は以下のとおり

### 【電気】

- ・主に「入札参加事業者が少ない」、「電力の安定供給に懸念」
- ・規模別では、区市 35.2%および町村 43.6%は「入札参加事業者が少ない」を、都道府県・政令市では、上記に加え「電力の安定供給」や「災害時の早期復旧等」が大きな理由。

問 3-3-2. 随契理由（電気供給）	件数	電力会社が限られ、入札参加資格登録業者が少ない	電力の安定供給に懸念がある	性質又は目的が競争入札に適さない	自動更新している	随意契約以外の調達方式や体制が確立されていない	随意契約の条件が良いため、一般競争入札に切り替えるメリットがない	調達価格の上昇に懸念がある	契約電力が50kW未満の少額随意契約を行っている	災害時の早期復旧等に懸念がある	信頼性や実績を有する業者が限られている	長期継続契約のため	事務負担の軽減	その他
全体	528	38.4	21.6	8.9	4.7	4.2	3.4	3.6	2.7	1.5	1.3	0.9	0.6	1.9
都道府県・政令市	24	29.2	37.5	12.5	4.2	4.2	0.0	0.0	12.5	20.8	4.2	8.3	0.0	0.0
区市	284	35.2	25.4	9.9	3.2	5.6	4.6	4.6	2.5	0.7	0.7	0.7	0.7	2.5
町村	220	43.6	15.0	7.3	6.8	2.3	2.3	2.7	1.8	0.5	1.8	0.5	0.5	1.4

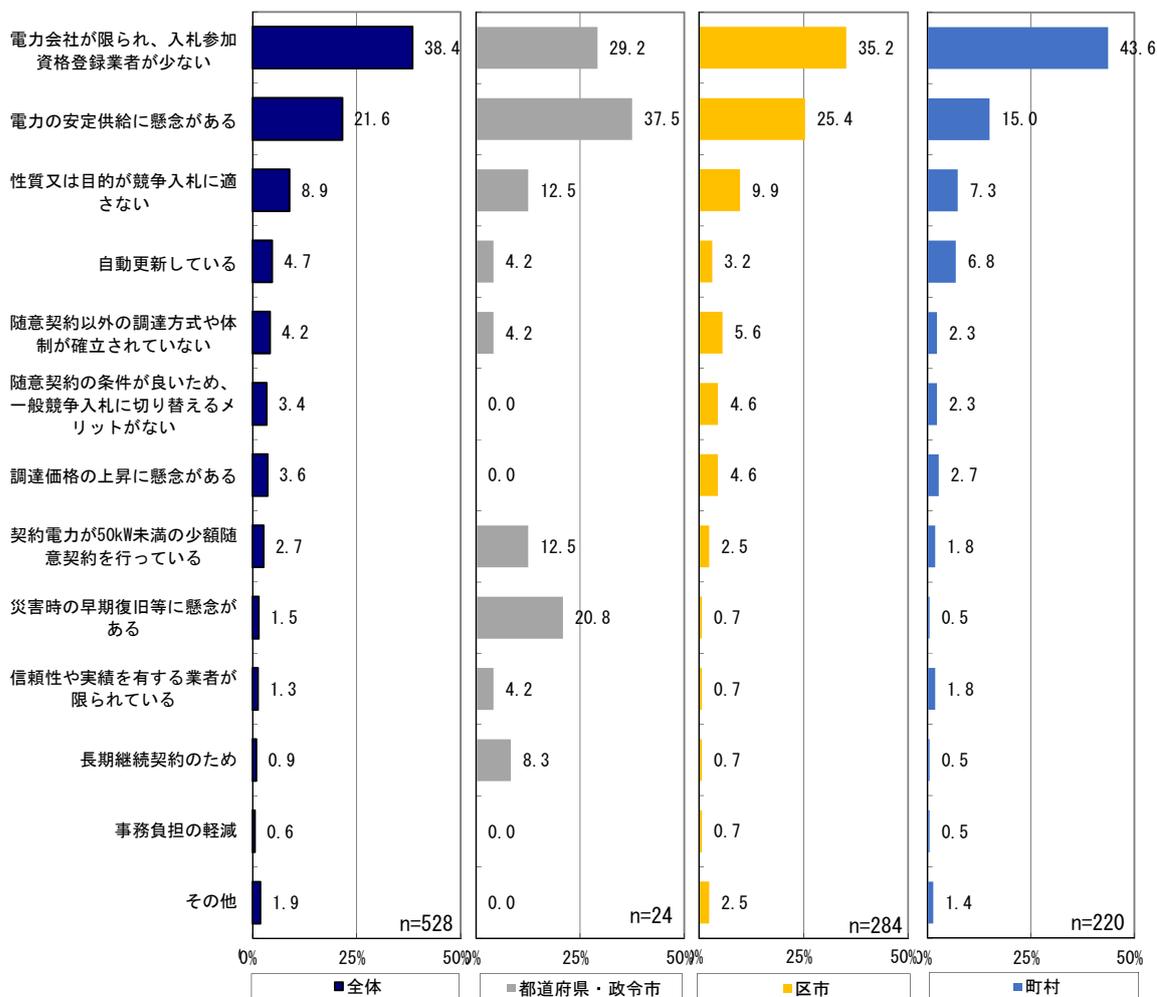


表 7・図 8 随意契約理由（電気供給）

（「契約案件が有りがかつ随意契約を実施している」と回答した 528 団体を分析）

【産廃】

- ・主に「産廃量が少量のため、少額随意契約を行っている」、「処理業者が限られ入札参加者が集まらない」
- ・規模別では、都道府県・政令市 89.3%、区市 57.9%、町村 37.1%で、規模が大きいほど少額随契の理由が顕著になっている状況

問3-3-2. 随契理由（産廃）	件数	産廃量が少量のため、少額随意契約を行っている	処理業者が限られ、入札参加者が集まらない	性質又は目的が競争入札に適していない	信頼性や実績を有する業者が限られている	専門的な知識を有するため	価格上昇に懸念がある	優良な業者が選択できず適正処理がされない懸念がある	その他
全体	330	51.5	30.6	8.2	6.1	3.3	2.4	1.5	5.5
都道府県・政令市	28	89.3	10.7	3.6	3.6	0.0	3.6	0.0	3.6
区市	159	57.9	33.3	8.8	7.5	1.3	2.5	2.5	6.9
町村	143	37.1	31.5	8.4	4.9	6.3	2.1	0.7	4.2

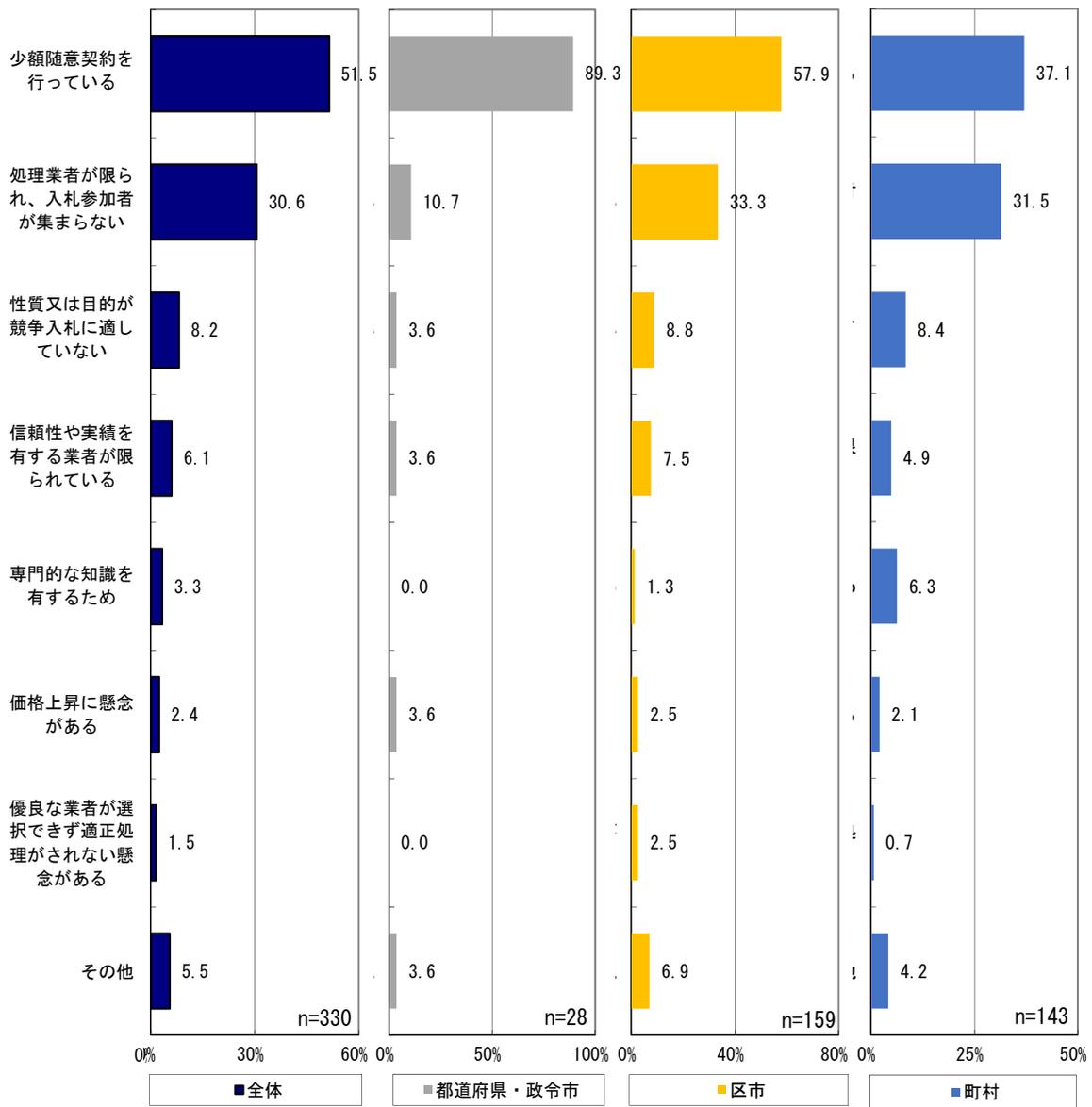


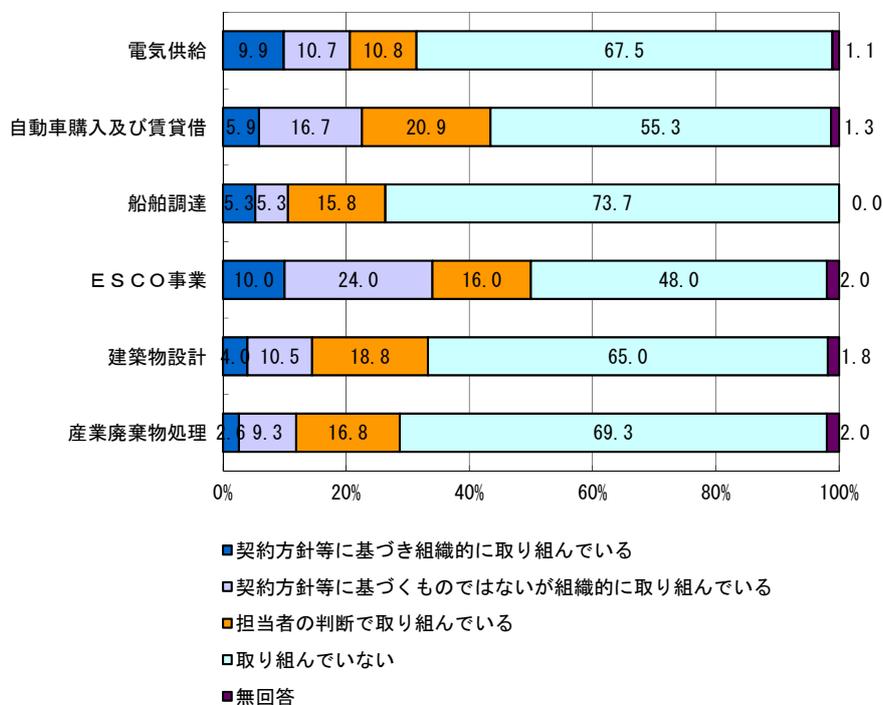
表8・図9 随意契約理由（産廃）

（「契約案件が有りがつ随意契約を実施している」と回答した330団体を分析）

## ■環境配慮契約の取組状況

- ・「契約案件あり」と回答した地方公共団体での取組状況は、ESCO 5割、自動車4割、電気3割、建築物3割、産廃3割、船舶3割

※ただし、ESCO及び船舶は母数となる件数が少ないことに注意



	件数	契約の方針等に基づき組織的に取り組んでいる (%)	契約の方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる (%)	担当者の判断で取り組んでいる (%)	取り組んでいない (%)	無回答 (%)
電気供給	757	9.9	10.7	10.8	67.5	1.1
自動車購入及び賃貸借	1110	5.9	16.7	20.9	55.3	1.3
船舶調達	19	5.3	5.3	15.8	73.7	0.0
ESCO事業	50	10.0	24.0	16.0	48.0	2.0
建築物設計	1028	4.0	10.5	18.8	65.0	1.8
産業廃棄物処理	698	2.6	9.3	16.8	69.3	2.0

図10・表9 環境配慮契約の取組状況

## ■環境配慮契約を実施できない要因

- ・主に「人的余裕がない、担当者の負担が増える」60.7%、「仕組みや運用の参考となる雛型がない」44.9%、「評価項目や基準設定が明確でない、専門的で難しい」42.9%
- ・規模別の特徴として、都道府県・政令市では、「導入による効果の明示」や「評価基準等の設定」といった具体的実施方法や効果に関する要因が多いのに対して、区市・町村では、「人的余裕」といった地方公共団体の組織の要因が多い

団体分類	件数	の余裕がなくなる、担当者の負担が増える	実施する仕組みや運用の参考となる雛型がない	環境配慮契約に関する評価項目や基準設定が明確でない、専門的で難しい	環境配慮契約に対する組織的な意識が低い	各契約方式における評価・審査体制が構築できていない	環境配慮契約を推進した場合の効果がわかりにくい	環境負荷低減効果、コスト削減効果の把握が難しい	環境配慮契約を実施した過去の事例がない	環境配慮契約に対する担当者の意識が低い	環境配慮契約の実施方法が煩雑で難しい	環境配慮契約の要件条件を満たす事業者の情報がない	環境配慮契約の要件条件を満たす事業者が少ない	その他	特に障害はない
合計	849	515 60.7	381 44.9	364 42.9	321 37.8	302 35.6	248 29.2	247 29.1	246 29.0	197 23.2	191 22.5	179 21.1	82 9.7	32 3.8	9 1.1
都道府県、政令市	24	9 37.5	10 41.7	12 50.0	7 29.2	7 29.2	14 58.3	11 45.8	9 37.5	3 12.5	8 33.3	4 16.7	3 12.5	4 16.7	-
区市	403	238 59.1	184 45.7	186 46.2	136 33.7	168 41.7	118 29.3	132 32.8	117 29.0	79 19.6	101 25.1	94 23.3	34 8.4	18 4.5	3 0.7
町村	422	268 63.5	187 44.3	166 39.3	178 42.2	127 30.1	116 27.5	104 24.6	120 28.4	115 27.3	82 19.4	81 19.2	45 10.7	10 2.4	6 1.4

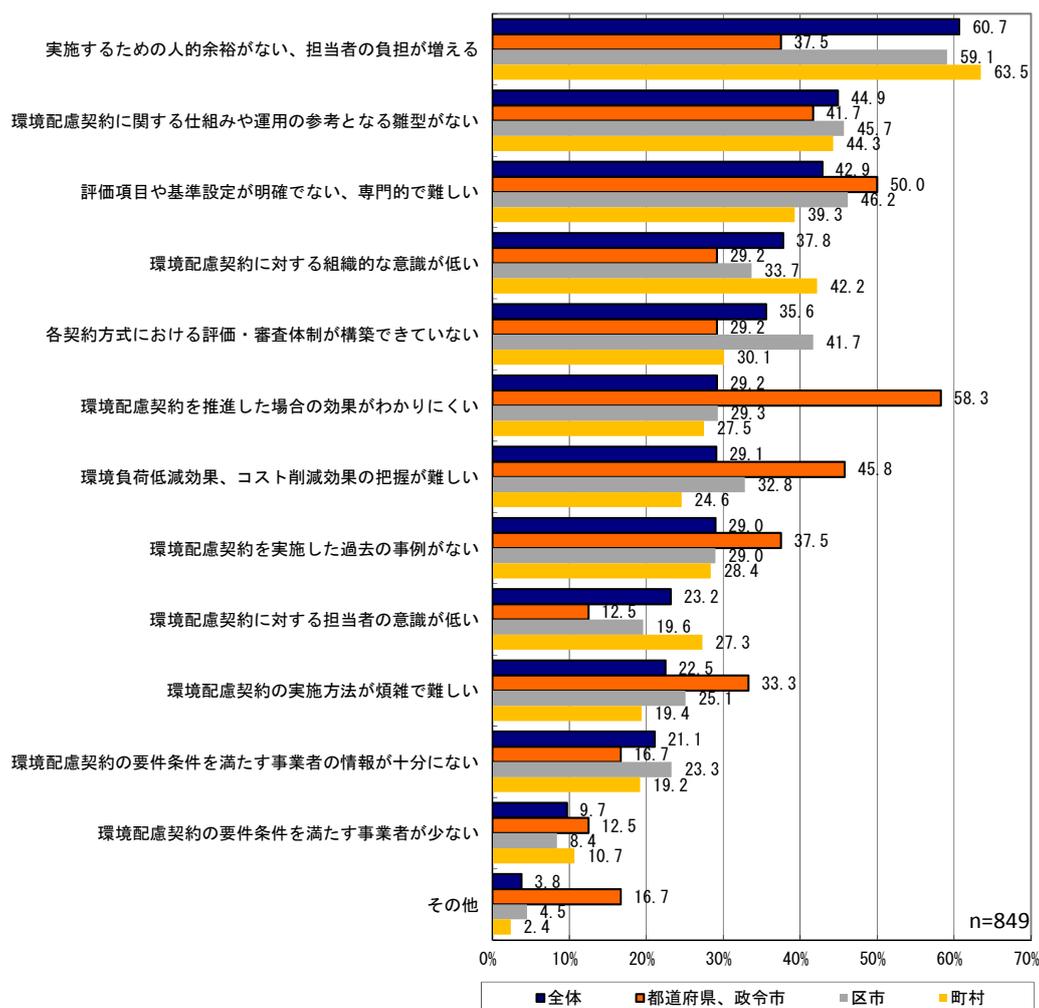


表 10・図 11 環境配慮契約を実施できない要因

(「契約案件が有りがち組織的に取組んでいない」と回答した 849 団体を分析)

## ■国への支援希望

- ・「マニュアル」、「様式」、「類似事例」などの実務上で必要な情報と、「効果」などの内部への説明資料及び「研修」、「専門家派遣」などの実務的な支援を希望。

団体分類	件数	環境配慮契約を行うためのマニュアルに必要手順書、マニュアル	環境配慮契約による効果	環境配慮契約を行うための必要入札契約書式	国の環境配慮契約法に基づく「基本方針」に関する情報提供	他の地方公共団体の取組に関する情報提供	標準的な評価算定支援ツール等の提供	職員研修の実施	導入に至るまでの作業支援及び専門家の派遣	相談窓口の設置	その他	特に必要はない	無回答
合計	1711	1120	758	667	660	638	563	381	299	249	35	76	96
	100.0	65.5	44.3	39.0	38.6	37.3	32.9	22.3	17.5	14.6	2.0	4.4	5.6
都道府県、政令市	67	49	44	28	34	38	29	16	16	12	4	-	1
	100.0	73.1	65.7	41.8	50.7	56.7	43.3	23.9	23.9	17.9	6.0	-	1.5
区市	774	532	369	314	305	281	281	169	123	104	16	22	36
	100.0	68.7	47.7	40.6	39.4	36.3	36.3	21.8	15.9	13.4	2.1	2.8	4.7
町村	870	539	345	325	321	319	253	196	160	133	15	54	59
	100.0	62.0	39.7	37.4	36.9	36.7	29.1	22.5	18.4	15.3	1.7	6.2	6.8

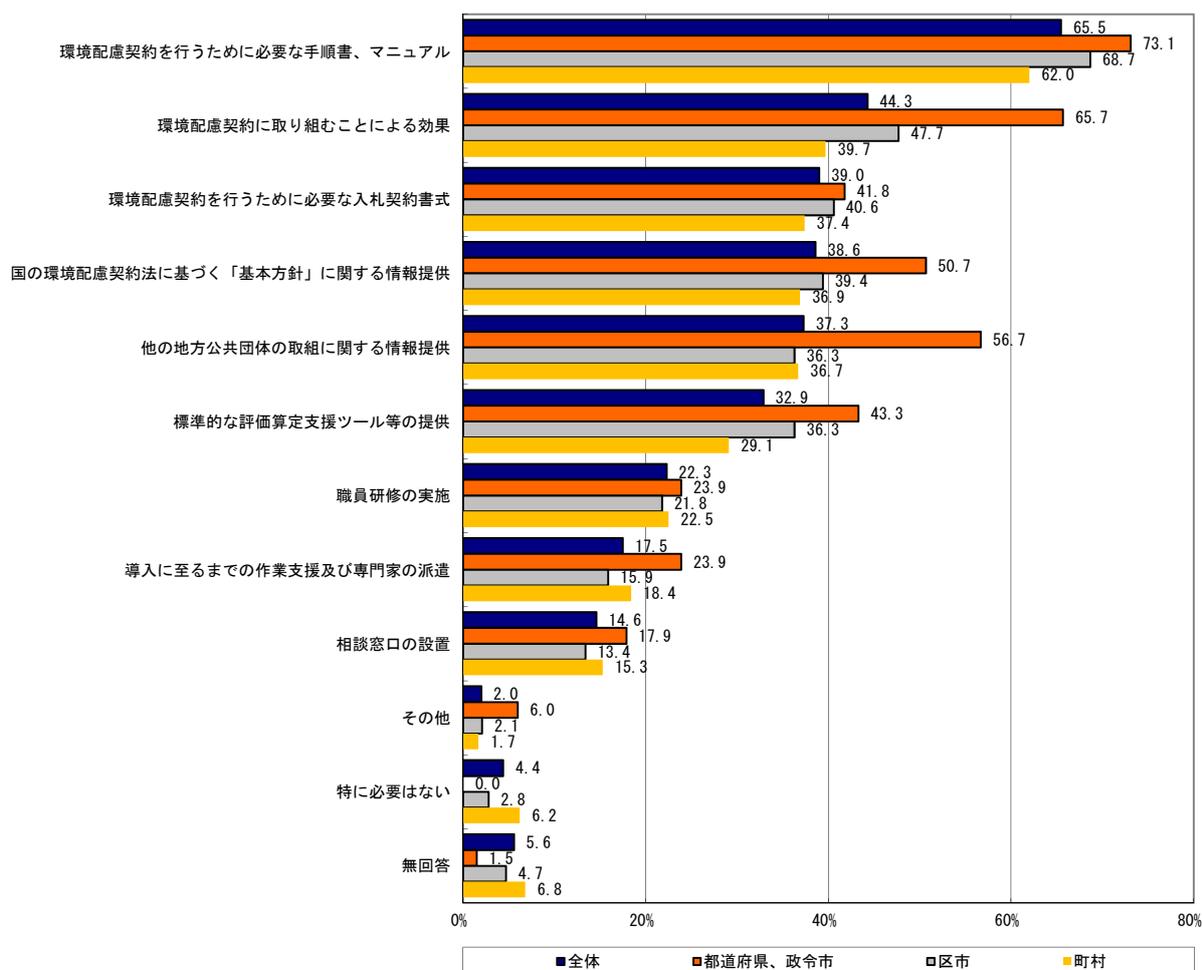
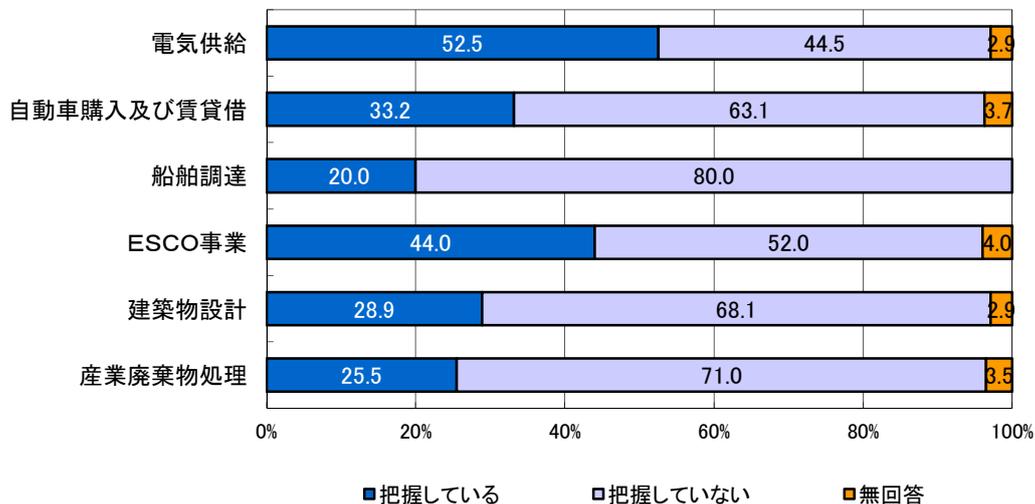


表 11・図 12 国への支援希望

## ■実績把握

- ・「契約案件が有り、環境配慮契約に取り組んでいる」と回答した団体でも、実績把握しているのは、25～52%程度※であり、実績把握されていないことが多い

※母数の少ない船舶を除く



	件数	把握している	把握していない	無回答
電気供給	238	125	106	7
	100.0	52.5	44.5	2.9
自動車購入及び賃貸借	482	160	304	18
	100.0	33.2	63.1	3.7
船舶調達	5	1	4	-
	100.0	20.0	80.0	-
ESCO事業	25	11	13	1
	100.0	44.0	52.0	4.0
建築物設計	342	99	233	10
	100.0	28.9	68.1	2.9
産業廃棄物処理	200	51	142	7
	100.0	25.5	71.0	3.5

図 13・表 12 実績把握の状況

- ・一方で、実績把握を行った上で、更に「温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果」や「トータルコストの縮減効果」などの効果把握をしている事例もあり

団体分類	件数	減温室効果ガス等の低減	減効果トータルコストの縮	職員の意識啓発効果	上企業の環境意識の向	わからない	その他	無回答
合計	611	70	55	48	17	295	3	196
	100.0	11.5	9.0	7.9	2.8	48.3	0.5	32.1
都道府県、政令市	39	13	10	13	8	12	-	6
	100.0	33.3	25.6	33.3	20.5	30.8	-	15.4
区市	339	38	32	27	8	160	1	107
	100.0	11.2	9.4	8.0	2.4	47.2	0.3	31.6
町村	233	19	13	8	1	123	2	83
	100.0	8.2	5.6	3.4	0.4	52.8	0.9	35.6

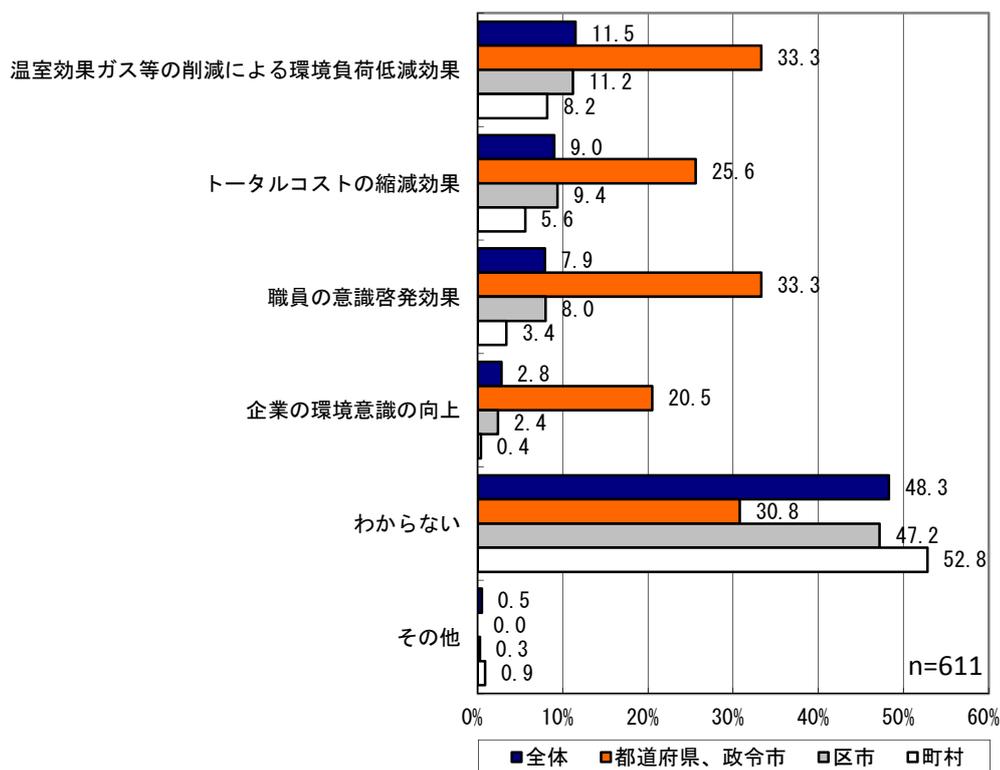


表 13・図 14 効果把握事例

- ・更に、効果把握を定量で行っている事例もあり

団体分類	件数	減効果	温室効果ガス等の削減	削減効果	トータルコストの縮減	職員の意識啓発効果	企業の環境意識の向上	わからない	その他	無回答
合計	611	25	25	7	3	251	2	317		
	100.0	4.1	4.1	1.1	0.5	41.1	0.3	51.9		
都道府県、政令市	39	7	7	1	1	11	-	19		
	100.0	17.9	17.9	2.6	2.6	28.2	-	48.7		
区市	339	13	14	4	1	138	1	176		
	100.0	3.8	4.1	1.2	0.3	40.7	0.3	51.9		
町村	233	5	4	2	1	102	1	122		
	100.0	2.1	1.7	0.9	0.4	43.8	0.4	52.4		

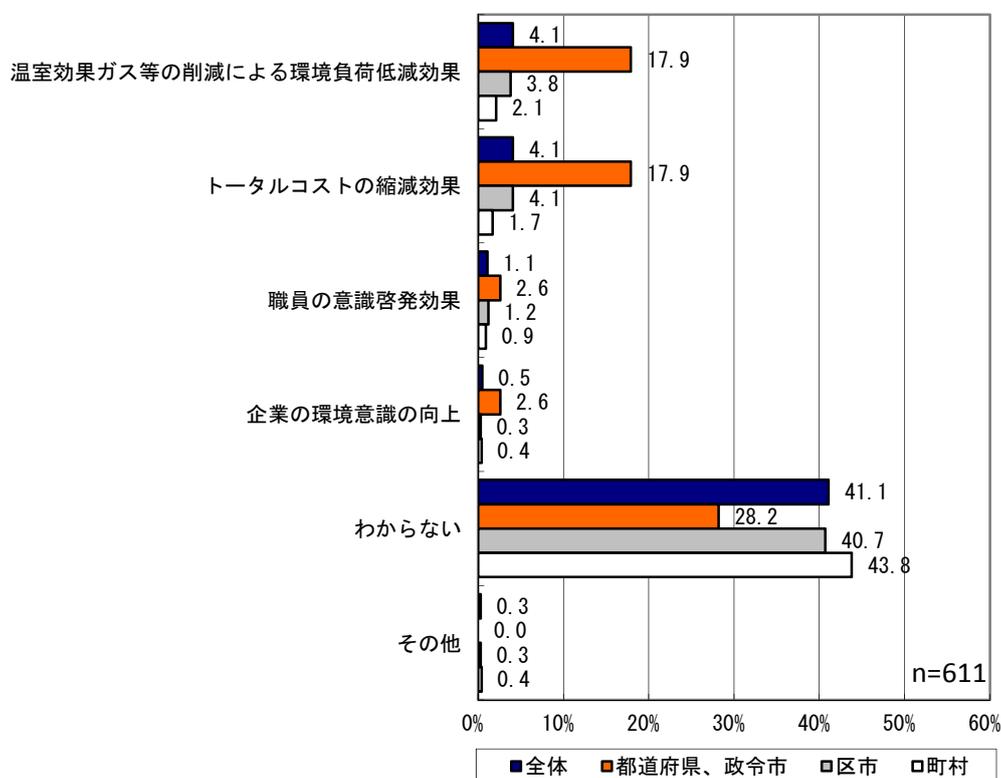


表 14・図 15 効果の定量把握

- ・具体的には、電気において、PPSに変更したことによる従来の一般電気事業者との温室効果ガス排出量を算定する事例や、ESCOによるエネルギー使用量や光熱水費の削減効果を算出する事例あり
- ・分類ごとの効果把握だけでなく、入札時における事業者選定に際して、環境への取組を評価項目とするなどの地方公共団体の独自の環境配慮契約の取組あり